

パブリックコメントを募集します【みやま市消防団組織再編計画(案)】

☎ みやま市消防本部 総務課 消防団係
(Tel62-5125、Fax62-3234、メールshoubou-dan@city.miyama.lg.jp)

- **みやま市および市消防団では、管轄区域の人口や世帯数、地理、交通等の社会情勢の変化を鑑み、「みやま市消防団組織再編検討委員会」を設置し、消防団として適正な消防力、地域性を考慮した車両の配置等について幅広い視点で検討をすすめています。この度、同検討委員会の答申を基に、「みやま市消防団組織再編計画」(案)を作成いたしましたので、皆さまのご意見を反映させるため、次のとおりご意見を募集します。**
- **意見を募集する内容**
みやま市消防団組織再編計画(案)
- **計画案の公開場所**
市ホームページ、みやま市消防本部 総務課 消防団係
- **意見を提出できる人**
市内在住者、市内に在勤・在学者、みやま市に納税している人、その他利害関係を有する人
- **意見の提出方法**
住所、氏名、電話番号などを明記し、郵便、ファクス、電子メール、または消防本部 総務課 消防団係へ直接提出ください。
- **公開時期・募集期間**
6月1日(月)～7月1日(水)(必着)

男女共同参画推進キャッチフレーズを募集します

☎ 人権・同和对策室 (Tel64-1544、Fax64-1514、メールdouwa-taisaku@city.miyama.lg.jp)

- **応募資格**
市内に居住、通勤、通学している人
- **応募方法**
応募用紙にキャッチフレーズ、郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入し、持参、郵便、ファクスまたは電子メールで応募。市内に通勤の場合は事業所名と所在地、通学の場合は学校名を記入してください。
- **作品は、未発表のものを一人5点までとし、応募者本人の作品に限ります。なお、応募作品は返却しません。**
- **文字数などの制限はありません。**
- **応募用紙は、市役所本庁人権・同和对策室、各支所市民サービス係市ホームページに用意しています。必要事項が記入されていれば、任意の用紙(官製ハガキなど)でも可。**

キャッチフレーズとは
人の心をとらえ、強い印象を与えるよう工夫した、短い効果的な言葉のことです。

男女共同参画をより身近に取り組んでもらえるよう、キャッチフレーズを募集します。職場や学校、地域、家庭など、日頃の生活の中での出来事や思いなどを、シンプルで心に残るよう表現してみてください。

- **応募期限** 6月30日(火)必着
- **表彰**
※表彰式は8月頃の予定です。
- ▼ **最優秀賞**
1点(1万円相当の賞品)
- ▼ **優秀賞**
2点(6千円相当の賞品)
- ▼ **入選**
6点(3千円相当の賞品)
- ※入選作品の著作権はみやま市に帰属し、氏名などを含めて広報などに使用します。
- ※応募者の個人情報、他の目的で使用することはありません。
- **提出先**
〒835-8601
みやま市瀬高町小川5番地
みやま市役所 人権・同和对策室
(Tel64-1544)
(Fax64-1514)
(電子メール
douwa-taisaku@city.miyama.lg.jp)



新婚世帯・子育て世帯を支援します

☎ 企画振興課 企画・地方創生係 (Tel64-1504)

- **【新婚・子育て世帯家賃補助制度】**
新婚・子育て世帯が市内の賃貸住宅に住む場合、家賃の一部を補助します。
- **申請の主な要件**
- ▼ **新婚・子育て世帯共通**
- ① 市内の民間賃貸住宅と契約を締結し、同一世帯として住民登録されている
- ② 3年以上みやま市に定住する意思がある
- ③ 生活保護法の住宅扶助などの公的家賃補助を受けていない など
- ▼ **新婚世帯の要件**
申請日時時点で、婚姻の届け出から1年内かつ夫婦の合計年齢が80歳未満の夫婦
- ▼ **子育て世帯の要件(今年度より要件拡大)**
申請日時時点で、中学生以下の子を含む、転入してから6カ月以内の転入世帯
- **補助の内容**
実際に負担している家賃(住宅手当などを差し引いた額)の2分の1(上限2万円/月)を最長1年間支給



- ※詳しい条件、必要な書類などはホームページまたは問い合わせください。
- **住宅の要件**
玄関、トイレ、台所、浴室および居室を有し、利用上の独立性のある、床面積が50平方メートル以上の建物(事業所との併用住宅や、マンション等の区分所有住宅も、別途要件を満たす場合は対象となります)
- ▼ **新築住宅の要件** 新たに建築され、建築から1年未満のまだ人が住んでいない住宅
- ▼ **中古住宅の要件** 建築から1年以上を過ぎた、または人が住んだことがある住宅
- ※新築・中古の判断日は、不動産登記上の取得日です。
- **補助の内容**
- ▼ **新築住宅取得補助** 住宅に係る固定資産税の額(上限10万円/年、最長3年間)
- ▼ **中古住宅取得補助** 住宅取得費用の5割(上限10万円)
- ▼ **移住支援みやま米** 米5kg(ブランド指定あり)の引換券を、年間最大12枚(最長3年間)発行
- **申請の時期**
- ▼ **新築住宅** 取得後、固定資産税が新たに課税された年度内
- ▼ **中古住宅** 取得した年度内
- ※移住支援みやま米は、転入世帯に限りません。住宅取得後、新たに住民登録を行ったのちに申請してください。



認知症カフェの設置・運営事業費の一部を補助します

☎ 地域包括支援センター (Tel64-1516)

- 「認知症カフェ」とは、認知症の人やその家族、地域住民、専門職などの誰もが気軽に集うことができ、認知症に関する情報を相互に共有し、お互いを理解し合う場です。団体などが自主的に運営する取り組みを支援することを目的として、開設、運営にかかる事業費の一部に対し、補助を行います。
- 現在、市内には、山川町に「よりの森」、瀬高町に「オレンジサポートカフェみやま」の2か所を開設しています。
- **補助の内容**
- ▼ **対象経費の合計金額から収入金額を控除した額(1月あたり1万円を上限)**
- ▼ **新規開設費用(初年度のみ、3万円を上限)**
- **補助対象団体などの決定**
申請書類を審査し、補助対象団体などを決定します。
- ※予算の範囲内での交付となります。
- ※「認知症カフェ運営補助金申請の手引き」を地域包括支援センターの窓口で配布しています。